

任意後見制度

任意後見制度は、ご本人があらかじめ、任意後見人になってくれる人と後見してもらう内容について任意後見契約を結んでおくことにより、ご本人の判断能力が不十分になったときに、任意後見契約に従い、任意後見人がご本人を援助する制度です。

任意後見契約は、公証人による公正証書で作成し、登記する必要があります。

任意後見人による援助の内容はご本人の希望に応じて設定できます。

●申立ての流れ

任意後見契約の準備

任意後見人になってくれる人（任意後見受任者）を探します。身近に任意後見人になってくれる人がいない場合、第三者後見人の利用もできます。

また、どのようなことを後見してもらうか、内容についても確認しておきます。

任意後見契約

公証人に公正証書を作成してもらい、任意後見契約を締結し、登記します。

ご本人の判断能力が不十分になった場合

任意後見監督人選任の申立て

ご本人、配偶者、四親等内の親族又は任意後見受任者が、家庭裁判所に任意後見監督人（任意後見人を監督する人）の選任の申立てを行います。

任意後見監督人の選任

任意後見監督人が選任されると、任意後見契約の効力が発生し、後見が開始されます。

公正証書の作成について

公正証書は、お近くの公証役場で作成してもらいます。外出が困難な場合は、出張してもらうことも可能です（別途出張費がかかります）。詳細は、お近くの公証役場にお問合せください（浜松公証人合同役場●TEL：053-452-0718）。

第三者後見人等の報酬について

第三者が、法定後見制度の成年後見人等や、任意後見制度の任意後見人、任意後見監督人となった場合は、原則、報酬が必要となります。任意後見人の報酬額は契約に基づきますが、それ以外の場合は家庭裁判所が決定します。

成年後見人等について

ご親族のほか、弁護士や司法書士、社会福祉士、行政書士などの専門家（第三者）が選ばれることもあります（第三者後見人）。

制度を利用して
安心できる老後を送りましょう！

